

岡山市におけるし尿処理業合理化事業の実施に関する基本協定書 (写)

岡山市（以下「甲」という。）と協同組合岡山市環境整備協会（以下「乙」という。）は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）（以下「合特法」という。）に基づき、し尿処理業合理化事業を実施することについて、次のとおり合意し、本協定書を締結する。

（責務）

- 第1条 甲は、合理化事業の本質は「補償の実態を有する支援事業」（※別添説明資料参照）であるとの基本的認識に立ち、乙の組合員であるし尿処理業者が下水道の整備に伴う業務量の減少により収集車両を廃車して業務を縮小する必要が生じた場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第1項に基づき市域のし尿処理体制を安定的に確保するため、当該車両に係る業務の円滑な縮小及び転換を図ることを支援することとする。
- 2 乙及び乙の組合員であるし尿処理業者は、下水道の整備により収集量が低下していく中で、責任をもってし尿処理業務を完遂することによって、甲及び市民の負託に応えるものとする。

（業者の集約化）

- 第2条 甲と乙は、し尿処理体制の将来的な安定化を図るとともに、代替業務提供の意義を高めるため、個々の業者の自主性を尊重しつつ、業者の集約化を図るものとする。

（浄化槽清掃業）

- 第3条 浄化槽清掃業の合理化事業については、引き続き検討するものとする。
(対象車両)

- 第4条 本市のし尿処理業合理化事業の対象車両は、し尿許可車両50台とし、予備車両及び中継輸送車両は対象としないこととする。

- 2 前項の許可車両のうち、廃車する車両のみを合理化事業の対象とし、車両を浄化槽用等に転用した場合は対象としない。
- 3 平成16年度当初の許可更新に当たり、1台当たりの年間適正収集量を2,327kL（昭和55年5月27日付で締結された乙及び許可業者の間の覚書に基づき同年7月実施の区域調整後の昭和56年度年間収集量を許可台数50台で除した数値）と設定した上で、平成15年度の各社ごとの年間収集予測量を2,327kLで除して得た計算上の収集車両台数（端数は切り上げ）を基準としつつ、各社の収集実態を踏まえて収集に必要な台数を確定し、別紙の通り、3.3台を新許可台数として許可することとし、平成16年度以降に実施する合理化事業は、この3.3台を対象として実施するものとする。

（過去の清算）

- 第5条 前条第3項の新許可台数3.3台と50台の差に該当する車両17台につい

では、平成15年度までに提供されてきた代替業務委託総額と照らし合わせて別途協議して清算することとし、平成16年3月末までに清算が決着しなかった場合は、当該車両については、清算未確定車両として許可証に記載するものとする。

- 2 前項の清算の結果、未支援の車両が存在することが判明した場合は、平成16年度以降引き続いて、合理化事業計画の枠外において同時並行して代替業務を提供して清算することとする。
- 3 第1項の清算の結果、代替業務の超過提供が判明した場合は、今回の合理化事業計画に基づく代替業務の提供額に繰り入れて清算することとする。

(その他)

第6条 本協定書に定めのない事項に関しては、甲乙双方協議の上、別途定める。

本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成16年2月10日

甲 岡山市長 萩原 誠司 (公印)

乙 協同組合岡山市環境整備協会
代表理事 八田 富夫 (印)

別添資料

合理化事業の本質についての説明資料

「合特法には損失補償に関する規定がないから、同法に基づく損失補償請求権を考える余地はない」という東京高等裁判所の判決（平成11年6月30日）が下されているとおり、たしかに合特法は損失補償請求権そのものを認めた法律ではなく、法の建前としては「下水道の整備により影響を受ける一般廃棄物処理業等に対する支援事業」であることは疑いない。

しかしながら、東京高等裁判所は同じ判決の中で、被控訴人たる市が実施していた補償等の措置について、「実質的に合特法の趣旨に沿った政策」との評価をしている。

実質的に考えると、たとえば収集車両1台当たりの転業支援額の算定に際して、営業補償といった補償の要素を切り離して考えることは困難であり、実態としては「補償」の要素があることは否定できない。

したがって、本市においては、合特法が定める合理化事業の本質は、「補償の実態を有する支援事業」であると考える。

別 紙

各社し尿収集量の推移の予測と車両数の設定

業者	現在許可台数	平成14年	平成15年	許可更新	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	計画期間減車
岡北産業		6,126	5,851		5,553	5,166	4,852	4,572	4,330	
計算台数		3	3	3(実稼働5)	3	3	3	2	2	
許可台数	5	5	5	4	4	4	4	3	3	
減車		0	0		0	0	0	1	0	
八晃産業		11,175	10,672		9,961	9,291	8,300	7,479	6,733	
計算台数		5	5	5(実稼働5)	5	4	4	4	3	
許可台数	9	9	9	5	5	4	4	4	3	
減車		0	0	4	0	1	0	0	2	
イオス		3,387	3,245		3,103	2,935	2,788	2,623	2,440	
計算台数		2	2	2(実稼働2)	2	2	2	2	2	
許可台数	5	5	5	2	2	2	2	2	2	
減車		0	0	3	0	0	0	0	0	
衛生センター		7,787	7,403		7,011	6,503	6,008	5,514	5,072	
計算台数		4	4	4(実稼働4)	4	3	3	3	3	
許可台数	9	9	9	4	4	3	3	3	3	
減車		0	0	5	0	1	0	0	1	
高松清掃		8,952	8,850		8,738	8,583	8,402	8,194	7,970	
計算台数		4	4	4(実稼働4)	4	4	4	4	4	
許可台数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
減車		0	0	0	0	0	0	0	0	
吉美		5,487	5,416		5,137	4,933	4,555	4,293	3,933	
計算台数		3	3	3(実稼働3)	3	3	2	2	2	
許可台数	3	3	3	3	3	3	2	2	2	
減車		0	0	0	0	0	1	0	1	
キヨクトウ		2,111	2,092		2,074	2,054	2,032	2,010	1,986	
計算台数		1	1	1(実稼働1)	1	1	1	1	1	
許可台数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
減車		0	0	0	0	0	0	0	0	
西大寺清掃		15,626	15,294		14,264	13,849	13,485	13,105	12,710	
計算台数		7	7	7(実稼働6)	7	6	6	6	6	
許可台数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
減車		0	0	0	0	0	0	0	0	
妹尾産業		11,957	11,698		11,387	10,991	10,682	10,355	10,036	
計算台数		6	6	6(実稼働4)	5	5	5	5	5	
許可台数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
減車		0	0	0	0	0	0	0	0	
業者計		72,606	70,522		67,229	64,305	61,104	58,143	55,211	
許可台数	46	46	46	33	33	31	30	29	28	
減車		0	0	13	0	2	1	1	5	

※【各業者名の欄の数字】: 年間し尿収集量の予測数値(平成14年度は実績数値)。(単位はキロリットル)

※【計算台数】: 1台当たりの年間適正収集量を2,327キロリットル(区域調整後の昭和56年度年間収集量116,308キロリットルを許可台数50台で除した数値)と設定して、当該年度の収集量を2,327で除して得た計算上の収集車両台数。(端数は切り上げ)

※【許可台数】: 各社の各年度の計算台数を基準としつつ、各社の収集実態を踏まえて収集に必要な台数を確定して許可する。この許可車両が合理化事業の対象となる。

平成16年度以降の合理化事業の実施に関する細目協定書 (写)

岡山市（以下「甲」という。）と協同組合岡山市環境整備協会（以下「乙」という。）は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）（以下「合特法」という。）に基づく平成16年度以降のし尿処理業合理化事業の実施について、平成16年2月10日付で甲乙間で締結された「岡山市におけるし尿処理業合理化事業の実施に関する基本協定書」に基づき、次のとおり合意し、本協定書を締結する。

（対象事業）

第1条 本合理化事業は、し尿処理業を対象として実施するものとする。

（計画期間）

第2条 計画期間は、平成16年度から平成20年度までの5年間とする。

（1台当たりの代替業務提供額）

第3条 廃車1台当たりの代替業務提供額については、4億8,600万円を相当とするが、甲乙双方合意の上、4億6,000万円と定めることとする。

2 予期することのできない特別の事情により、計画期間内に物価水準の著しい変動が生じたときは、前項の代替業務提供額の変更について甲乙双方協議して定めるものとする。

（代替業務提供期間）

第4条 代替業務の提供期間は、別紙に定める減車発生年度にかかわらず、平成16年度から平成20年度までの5年間とする。

2 甲は、乙と協議して毎年度末に翌年度の代替業務の内容を確定し、対象業者と文書で確認することとする。なお、固液分離業務と中継輸送業務の取扱いについては、岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門委員会の審議結果を踏まえて決定するものとする。

3 代替業務提供期間内に提供された代替業務の委託総額が、前条で定めた額に満たなかった場合又は超過した場合は、これらが判明した時点で清算方法を甲乙双方協議した上で清算することとする。

（減車の実施）

第5条 減車は、別紙に定める減車発生年度を目安として計画期間内に実施するものとする。ただし、計画期間内に別紙の想定通りにし尿収集量が減少しないため、減車するとし尿収集に著しい支障が生じると認められる場合は、計画期間内に減車することを要しない。

2 前項ただし書きにより減車を要しない場合、当該車両については支援済車両として許可証に記載し、その後、別紙の減車発生年度の収集量にまで減少したことが確認された年度内に減車するものとする。

3 廃車の証明については、廃車証明書を提出することにより行うものとする。

(減車の確保)

第6条 し尿収集量が、計画期間内に別紙の減車発生年度の収集量にまで減少してもかかわらず計画期間内に減車を行わない業者は、第3条第1項で定めた代替業務提供額の10分の1に相当する額(4,600万円)を違約金として甲に支払うものとする。ただし、減車するとし尿収集に著しい支障が生じると認められる特段の事情があることを当該業者が立証した場合はこの限りでない。

- 2 前項本文の場合、甲は、当該業者の収集車両に係る許可を減車すべき台数に応じて取り消すものとする。
- 3 前条第2項により、別紙の減車発生年度の収集量にまでし尿収集量が減少したことが確認されたにもかかわらず減車を行わない場合も、前2項と同様とする。

(事業の評価)

第7条 代替業務の提供を受けた業者は、業者の決算日から3ヶ月以内に、前年度の代替業務に関する財務諸表を、甲に提出するものとする。

- 2 甲は、毎年、次の各号に掲げる項目を記載した前年度の合理化事業の効果に関する評価書(「平成〇〇年度の合理化事業の効果に関する評価書」)を作成し、前項により提出された財務諸表の概要とともに、公表するものとする。

- (1) 前年度の各業者の年間し尿収集量及び前年度当初の許可車両台数
- (2) 前年度内に実施された各業者の減車台数
- (3) 前年度に各業者が受託した代替業務の内容及び受託金額
- (4) 各業者の減車の実施状況に関する評価
- (5) 各業者の代替業務(これによる利益を含む。)の活用状況に関する評価

(その他)

第8条 本協定書に定めのない事項に関しては、甲乙双方協議の上、別途定める。

本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成16年2月10日

甲 岡山市長 萩原 誠司 (公印)

乙 協同組合岡山市環境整備協会
代表理事 八田 富夫 (印)

各社し尿収集量の推移の予測と車両数の設定

業者	現在許可台数	平成14年	平成15年	許可更新	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	計画期間減車
岡北産業		6,126	5,851		5,553	5,166	4,852	4,572	4,330	
計算台数		3	3	3(実稼働5)	3	3	3	2	2	
許可台数	5	5	5	4	4	4	4	3	3	
減車		0	0	1	0	0	0	1	0	
八晃産業		11,175	10,672		9,961	9,291	8,300	7,479	6,733	
計算台数		5	5	5(実稼働5)	5	4	4	4	3	
許可台数	9	9	9	5	5	4	4	4	3	
減車		0	0	4	0	0	0	0	2	
イオス		3,387	3,245		3,103	2,935	2,788	2,623	2,440	
計算台数		2	2	2(実稼働2)	2	2	2	2	2	
許可台数	5	5	5	2	2	2	2	2	2	
減車		0	0	3	0	0	0	0	0	
衛生センター		7,787	7,403		7,011	6,503	6,008	5,514	5,072	
計算台数		4	4	4(実稼働4)	4	3	3	3	3	
許可台数	9	9	9	4	4	3	3	3	3	
減車		0	0	5	0	0	0	0	0	
高松清掃		8,952	8,850		8,738	8,583	8,402	8,194	7,970	
計算台数		4	4	4(実稼働4)	4	4	4	4	4	
許可台数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
減車		0	0	0	0	0	0	0	0	
吉美		5,487	5,416		5,137	4,933	4,555	4,293	3,933	
計算台数		3	3	3(実稼働3)	3	3	2	2	2	
許可台数	3	3	3	3	3	3	2	2	2	
減車		0	0	0	0	0	1	0	0	
キヨクトウ		2,111	2,092		2,074	2,054	2,032	2,010	1,986	
計算台数		1	1	1(実稼働1)	1	1	1	1	1	
許可台数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
減車		0	0	0	0	0	0	0	0	
西大寺清掃		15,626	15,294		14,264	13,849	13,485	13,105	12,710	
計算台数		7	7	7(実稼働6)	7	6	6	6	6	
許可台数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
減車		0	0	0	0	0	0	0	0	
妹尾産業		11,957	11,698		11,387	10,991	10,682	10,355	10,036	
計算台数		6	6	6(実稼働4)	5	5	5	5	5	
許可台数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
減車		0	0	0	0	0	0	0	0	
業者計		72,606	70,522		67,229	64,305	61,104	58,143	55,211	
許可台数	46	46	46	33	33	31	30	29	28	
減車	減車4台	0	0	13	0	2	1	1	1	5

※【各業者名の欄の数字】:年間し尿収集量の予測数値(平成14年度は実績数値)。(単位はキロリットル)

※【計算台数】:1台当たりの年間適正収集量を2,327キロリットル(区域調整後の昭和56年度年間収集量116,308キロリットルを許可台数50台で除した数値)と設定して、当該年度の収集量を2,327で除して得た計算上の収集車両台数。(端数は切り上げ)

※【許可台数】:各社の各年度の計算台数を基準としつつ、各社の収集実態を踏まえて収集に必要な台数を確定して許可する。この許可車両が合理化事業の対象となる。

平成16年度以降の合理化事業の実施に関する個別協定書 (写)

岡山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）（以下「合特法」という。）に基づく平成16年度以降の合理化事業の実施について、甲と協同組合岡山市環境整備協会との間で締結された平成16年2月10日付の「岡山市におけるし尿処理業合理化事業の実施に関する基本協定書」及び同日付の「平成16年度以降の合理化事業の実施に関する細目協定書」に基づき、次のとおり合意し、本協定書を締結する。

（責務）

第1条 甲は、合理化事業の本質は「補償の実態を有する支援事業」（※別添説明資料参照）であるとの基本的認識に立ち、乙が下水道の整備に伴う業務量の減少により収集車両を廃車して業務を縮小する必要が生じた場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第1項に基づき市域のし尿処理体制を安定的に確保するため、当該車両に係る業務の円滑な縮小及び転換を図ることを支援することとする。

2 乙は、下水道の整備により収集量が低下していく中で、責任をもってし尿処理業務を完遂することによって、甲及び市民の負託に応えるものとする。

（計画期間）

第2条 計画期間は、平成16年度から平成20年度までの5年間とする。
(減車対象車両)

第3条 乙は、計画期間内に許可車両のうち1台を減車するものとする。

2 乙は、平成16年2月末日までに前項の減車対象車両を特定して甲に届け出るものとする。

（1台当たりの代替業務提供額）

第4条 1台当たりの代替業務提供額は、4億6,000万円とする。

2 予期することのできない特別の事情により、計画期間内に物価水準の著しい変動が生じたときは、前項の代替業務提供額の変更について甲乙双方協議して定めるものとする。

3 乙は、対象車両に係る業務について、代替業務を活用して転業を図るよう努めるものとする。

（代替業務提供期間）

第5条 代替業務の提供期間は、別紙に定める減車発生年度にかかわらず、平成16年度から平成20年度までの5年間とする。

2 甲は、協同組合岡山市環境整備協会と協議して毎年度末に翌年度の代替業務の内容を確定し、乙と文書で確認することとする。

3 代替業務提供期間内に提供された代替業務の委託総額が、前条第1項で定めた額に満たなかった場合又は超過した場合は、これらが判明した時点で清算方法を甲と協同組合岡山市環境整備協会が協議し、それに従って清算することとする。

(減車の実施)

第6条 乙は、別紙に定める減車発生年度を目安として計画期間内に減車を実施するものとする。ただし、計画期間内に別紙の想定通りにし尿収集量が減少しないため、減車するとし尿収集に著しい支障が生じると認められる場合は、計画期間内に減車することを要しない。

2 前項ただし書きにより減車を要しない場合、当該車両については支援済車両として許可証に記載し、その後、別紙の減車発生年度の収集量にまで減少したことが確認された年度内に減車するものとする。

3 廃車の証明については、廃車証明書を提出することにより行うものとする。

(減車の確保)

第7条 し尿収集量が計画期間内に別紙の減車発生年度の収集量にまで減少したにもかかわらず、乙が計画期間内に減車を行わない場合は、第4条第1項で定めた代替業務提供額の10分の1に相当する額(4,600万円)を違約金として甲に支払うものとする。ただし、減車するとし尿収集に著しい支障が生じると認められる特段の事情があることを乙が立証した場合はこの限りでない。

2 前項本文の場合、甲は、当該業者の収集車両に係る許可を減車すべき台数に応じて取り消すものとする。

3 前条第2項により、別紙の減車発生年度の収集量にまでし尿収集量が減少したことが確認されたにもかかわらず減車を行わない場合も、前2項と同様とする。

(事業の評価)

第8条 乙は、その決算日から3ヶ月以内に、前年度の代替業務に関する財務諸表を、甲に提出するものとする。

2 甲は、毎年、次の各号に掲げる項目を記載した前年度の合理化事業の効果に関する評価書(「平成〇〇年度の合理化事業の効果に関する評価書」)を作成し、前項により提出された財務諸表の概要とともに、公表するものとする。

- (1) 前年度の各業者の年間し尿収集量及び前年度当初の許可車両台数
- (2) 前年度内に実施された各業者の減車台数
- (3) 前年度に各業者が受託した代替業務の内容及び受託金額
- (4) 各業者の減車の実施状況に関する評価
- (5) 各業者の代替業務(これによる利益を含む。)の活用状況に関する評価

(その他)

第9条 本協定書に定めのない事項に関しては、甲乙双方協議の上、別途定める。

本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成16年2月10日

甲 岡山市長 萩原 誠司(公印) 乙

別添資料

合理化事業の本質についての説明資料

「合特法には損失補償に関する規定がないから、同法に基づく損失補償請求権を考える余地はない」という東京高等裁判所の判決（平成11年6月30日）が下されているとおり、たしかに合特法は損失補償請求権そのものを認めた法律ではなく、法の建前としては「下水道の整備により影響を受ける一般廃棄物処理業等に対する支援事業」であることは疑いない。

しかしながら、東京高等裁判所は同じ判決の中で、被控訴人たる市が実施していた補償等の措置について、「実質的に合特法の趣旨に沿った政策」との評価をしている。

実質的に考えると、たとえば収集車両1台当たりの転業支援額の算定に際して、営業補償といった補償の要素を切り離して考えることは困難であり、実態としては「補償」の要素があることは否定できない。

したがって、本市においては、合特法が定める合理化事業の本質は、「補償の実態を有する支援事業」であると考える。

各社し尿収集量の推移の予測と車両数の設定

業者	現在許可台数	平成14年	平成15年許可更新	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	計画期間延長
岡北産業		6,126	5,851		5,553	5,166	4,852	4,572	4,330
計算台数		3	3	3(実稼働5)	3	3	3	2	2
許可台数	5	5	5	4	4	4	4	3	3
減車		0	0		0	0	0	1	0
八晃産業		11,175	10,672		9,961	9,291	8,300	7,479	6,733
計算台数		5	5	5(実稼働5)	5	4	4	4	3
許可台数	9	9	9	5	5	4	4	4	3
減車		0	0	4	0	0	0	0	2
イオス		3,387	3,245		3,103	2,935	2,788	2,623	2,440
計算台数		2	2	2(実稼働2)	2	2	2	2	2
許可台数	5	5	5	2	2	2	2	2	2
減車	3台	0	0	3	0	0	0	0	0
衛生センター		7,787	7,403		7,011	6,503	6,008	5,514	5,072
計算台数		4	4	4(実稼働4)	4	3	3	3	3
許可台数	9	9	9	4	4	3	3	3	3
減車	3台	0	0	5	0	0	0	0	0
高松清掃		8,952	8,850		8,738	8,583	8,402	8,194	7,970
計算台数		4	4	4(実稼働4)	4	4	4	4	4
許可台数	4	4	4	4	4	4	4	4	4
減車		0	0	0	0	0	0	0	0
吉美		5,487	5,416		5,137	4,933	4,555	4,293	3,933
計算台数		3	3	3(実稼働3)	3	3	2	2	2
許可台数	3	3	3	3	3	3	2	2	2
減車		0	0	0	0	0	1	0	0
キョクトウ		2,111	2,092		2,074	2,054	2,032	2,010	1,986
計算台数		1	1	1(実稼働1)	1	1	1	1	1
許可台数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
減車		0	0	0	0	0	0	0	0
西大寺清掃		15,626	15,294		14,264	13,849	13,485	13,105	12,710
計算台数		7	7	7(実稼働6)	7	6	6	6	6
許可台数	6	6	6	6	6	6	6	6	6
減車		0	0	0	0	0	0	0	0
妹尾産業		11,957	11,698		11,387	10,991	10,682	10,355	10,036
計算台数		6	6	6(実稼働4)	5	5	5	5	5
許可台数	4	4	4	4	4	4	4	4	4
減車		0	0	0	0	0	0	0	0
業者計		72,606	70,522		67,229	64,305	61,104	58,143	55,211
許可台数	46	46	46	33	33	31	30	29	28
減車	3台	0	0	13	0	2	1	1	1

※【各業者名の欄の数字】: 年間し尿収集量の予測数値(平成14年度は実績数値)。(単位はキロリットル)

※【計算台数】: 1台当たりの年間適正収集量を2,327キロリットル(区域調整後の昭和56年度年間収集量116,308キロリットルを許可台数50台で除した数値)と設定して、当該年度の収集量を2,327で除して得た計算上の収集車両台数。(端数は切り上げ)

※【許可台数】: 各社の各年度の計算台数を基準としつつ、各社の収集実態を踏まえて収集に必要な台数を確定して許可する。この許可車両が合理化事業の対象となる。

(2) 過去の清算について

① 過去の清算についての考え方

基本協定書第5条に基づき、平成16年度以降の新許可台数33台と50台との差に該当する17台について、平成15年度までに提供されてきた代替業務委託総額と照らし合わせて清算する方法を検討する。

② 代替業務とは

ア 代替業務とは何かという総括的な定義については、市と環境整備協会との間で明確に定義した文章等はない。

イ 国の考え方

いわゆる合特法の運用について定めた厚生省通知（平成6年3月29日付衛環第120号）の中で、事業の転換を図る場合において転換先の業務として活用する業務として示されている業務を代替業務と位置づけている。

○ 厚生省通知（平成6年3月29日付衛環第120号）

- ・ ごみ処理（再生を含む。）業務
- ・ 下水道汚泥運搬処分業務
- ・ 下水道管路施設の維持管理業務
- ・ 下水道処理施設の維持管理業務
- ・ 農業集落排水施設の維持管理業務
- ・ 道路清掃管理業務
- ・ その他市町村が民間事業者に委託することができる業務

ウ 岡山市の代替業務の具体的な事例

(ア) 昭和51年から平成10年度まで

次の業務は、覚書や確認書において明確に代替業務と位置づけられているが、これ以外にも代替業務と位置づけられているものや代替業務としての位置づけが明確でないものがある。

○ 昭和51年6月29日付け <下水道局長と環境整備協会との覚書>

- ・ 下水道管渠の清掃業務

○ 平成2年3月17日付け <助役と環境整備協会との合意事項>

- ・ 流通団地浄化センター 昭和63年4月から提供
- ・ 岡東浄化センター 施設のメンテナンス部分で必要性のある部分
- ・ 管渠の清掃（直営収集区域は除く）
- ・ 農業集落排水事業 施設のメンテナンス部分で必要性のある部分

○ 平成10年3月30日付け

<両助役と環境整備協会との確認書>

- ・ 岡東浄化センター他運転管理業務
- ・ 流通団地浄化センター運転管理業務

<環境事業局長と環境整備協会との確認書>

- ・ 山田最終処分場汚水処理施設運転管理業務
- ・ 松ヶ鼻最終処分場汚水処理施設運転管理業務

<西大寺支所長と環境整備協会との確認書>

- ・ 大島浄化センター機械設備運転業務等
- (イ) 平成11年度以降現在まで
 - すべての業務について代替業務と確認した上で提供されており、平成12年度以降も同様である。
- 平成11年12月7付け <助役と環境整備協会との覚書>
別紙のとおり

別紙

平成11年度代替業務

(協)岡山市環境整備協会

業者名	A	B	C	D
下水管 及管理課	1 下水管きよ清掃作業委託	1 下水管きよ清掃作業委託	1 下水管きよ清掃作業委託	
旭西浄化 センター	8 場内不燃ゴミ搬出業務 委託	6 し尿・浄化槽汚泥投入槽及 び貯留槽清掃業務委託	4 旭西場内排水管清掃業 務委託	1・2 1・2系列送風機冷却水 槽清掃業務委託
	9 委託	7 脱水ケーキ搬出業務委 託(単価契約)		3 受水槽等清掃業務委託
	14 他運転管理業務委託	10 天瀬ポンプ場し渣搬出業 務委託(単価契約)		5 汚泥脱水地下排水槽清 掃業務委託
		12 芳賀佐山浄化センター脱水 ケーキ搬出業務(単価契 約)		11 芳賀佐山第1ポンプ場他 沈砂池清掃業務委託
		15 流通団地浄化センター脱水 ケーキ搬出業務委託		13 芳賀佐山浄化センター他種 液体搬出業務委託(単価契 約)
一宮浄化 センター	17 100KL系浄化汚泥投入 槽清掃業務委託			16 外周側溝等清掃業務委 託
	18 200KL系硝酸化槽希釈 水配管等清掃業務委託			20 200KL系処理槽等清掃 業務委託
	19			
	21 No.1生し尿貯留槽(沈 砂側)清掃業務委託			
	22 新排水等清掃業務委託			
	23 場内不燃ゴミ搬出業務 委託			
	24 燃却灰搬出業務委託			
	25 脱水し渣搬出業務委託			
	26 廉油処分業務委託			
	27 運転管理業務委託			
岡東浄化 センター	29 岡東浄化センターポンプ場 他し渣搬出処理業務委託	28 岡東浄化センター他運転管 理業務委託	31 高島浄化センター汚泥搬出 業務委託(単価契約)	30 高島浄化センター残渣物搬 出業務委託
環境施設 課	33 山田最終処分場汚水処 理施設運転管理業務			32 処理施設運転管理業務 委託
				34 松ヶ鼻最終処分場汚水処 理施設第1調整槽清掃業務 委託
				35 松ヶ鼻最終処分場汚泥 抜取業務委託
西大寺衛 生課		36 大島浄化センター機械 設備の運転業務等委託		
第一事業 所		38 し尿浄化槽汚泥固液分 離業務委託		
		39 汚泥投入槽ほか清掃委 託		
		40 当新田浄化センター浄化槽 汚泥貯留槽ほか清掃委託		
		41 浄化槽汚泥固液分離業 務委託(一宮分)		
		42 浄化槽汚泥中経輸送業 務委託(一宮分)		
		43 汚泥沈砂槽ほか清掃委託		
農業施設 課		44 用水路浚渫作業委託		

③ 净化槽汚泥固液分離業務について

ア 業務の導入背景

昭和50年代ごろからの浄化槽汚泥の増加に伴い、各処理施設の処理能力をオーバーすることが予測され、新たな処理場を建設する困難性等を考慮し、下水道整備及びその普及による処理量の減少を見込んで、暫定的に移動脱水車による浄化槽汚泥の固液分離業務が昭和54年6月から開始された。

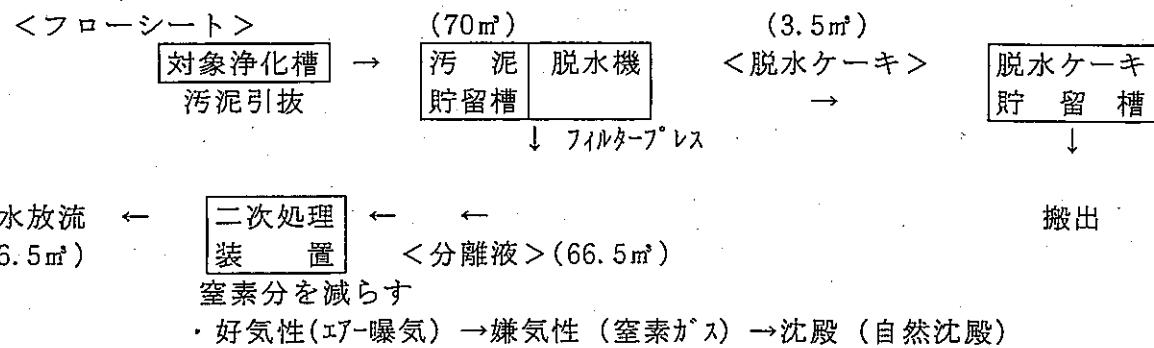
しかし、交通・道路事情のため作業場所等が限定され、作業能率も上がらないため、一定の場所に浄化槽汚泥をプールし、移動脱水車により固液分離を行うため、環境整備協会が施設を建設し、市がこれに援助しようとしたが、議会、地元住民の反対（昭和55年3月）により業務を開始できず、昭和57年1月に現在の当新田浄化センター（当時の名称：当新田貯留槽で、現在の状態での稼働は昭和60年4月）に施設を市が建設し、脱水車等は環境整備協会の所有として新たに委託業務が開始された。

イ 業務の内容

浄化槽汚泥の固液を分離する一般廃棄物の中間処理で、汚泥収集車（バキュームカー等）により搬入された汚泥を当新田浄化センター（浄化槽汚泥処理施設）で処理する方法と移動脱水車による現地脱水の方法が行われている。

(ア) 汚泥収集車により搬入された汚泥を当新田浄化センター（浄化槽汚泥処理施設）で処理する方法（家庭用等の単独浄化槽及び小型の合併槽等が対象）

浄化槽汚泥のし渣（ごみ）等を除去した後、脱水処理（フィルタープレス方式）を行い、脱水汚泥とろ液に分離し、ろ液は水処理へ送られ一定処理し、下水に放流され、脱水ケーキは搬出し、肥料として再利用する。

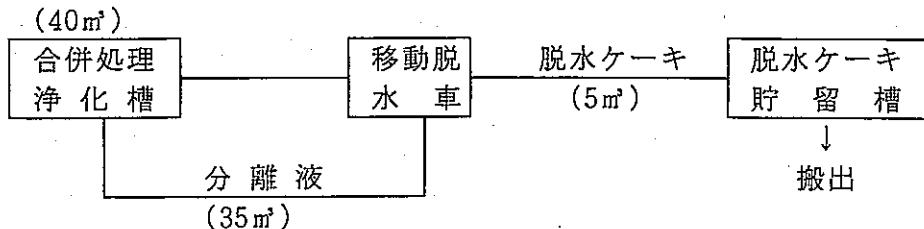


(イ) 移動脱水車による方法（スーパー、病院、学校、事務所等の大型合併槽が対象）

移動脱水車による現地脱水処理を行い、し尿処理施設には投入しない。

現地に移動脱水車で行き、余剰汚泥槽等の汚泥を脱水し、分離液は合併処理浄化槽に返送し、脱水ケーキのみを搬出し、肥料として再利用する。

<フローシート>



ウ 委託業務の内容

委託事業名	期間	委託先	業務内容
し尿浄化槽汚泥 固液分離業務委託	S55～H10	協会	当新田浄化センターにおいて、引抜き汚泥の 固液分離及び水処理施設の維持管理及び移動脱 水車による浄化槽設置現場での固液分離業務
	H11～	B社	
浄化槽汚泥固液分 離業務委託	H 8～H10	協会	一宮浄化センターの処理能力軽減のため、一 宮浄化センターから当新田浄化センターへの中 継浄化槽汚泥の固液分離業務
	H11～	B社	

エ 代替業務かどうかについて

平成11年度以降環境整備協会との間で、代替業務であるということを確認してきたという経緯から、市としては代替業務と認識していた。

しかし、平成10年度以前の経緯を精査したところ、導入当時、浄化槽汚泥の処理量が増加し、市の処理施設が逼迫するという状況の中で、業界から全国に先駆けて開発した移動脱水車による浄化槽汚泥の処理（固液分離による処理）の申し出があり、市の処理業務を補完する役割を果たしてもらうために当該業務を委託することとしたという経緯が判明した。

このような経緯に照らすと、必ずしも単に業者救済のための代替業務とは言いきれない面がある。

他方で合特法成立後、合理化事業の代替業務を模索する中で、市の責務である浄化槽汚泥の処理を業界が実施するという先例的な取り組みを、合特法に基づく合理化事業という法的枠組みの中に位置づけることによって、市と協会の共同体制を確立し、全国に先駆けた合理化事業の実績を作るとともに、試行錯誤を繰り返しながらも継続的かつ安定的に処理業務を遂行することができ、現在の汚泥処理システムとして確立したという面もある。

以上のような経緯とともに、平成10年度まで代替業務としての位置づけが明確にされてこなかったことを踏まえると、本業務を100%代替業務であると主張することは困難であると考えている。

④ 中継輸送業務

ア 業務の内容

(ア) し尿陸上中継輸送業務

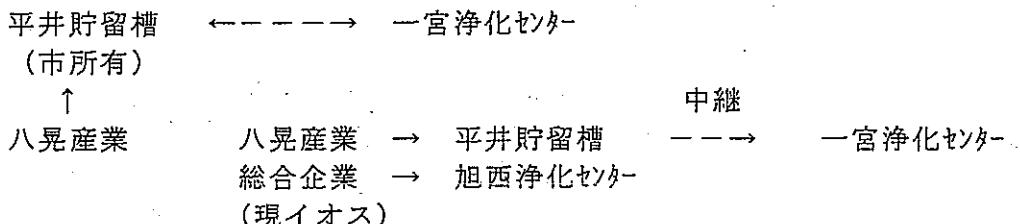
昭和54年8月31日、し尿外洋投棄業務の廃止に伴い、同年7月31日、し尿海上中継輸送業務が廃止され、旭西浄化センター及び一宮浄化センターへのし尿及び浄化槽汚泥の搬入を行うこととなつたが、遠距離地区について、標準作業時間が確保できないことからし尿陸上中継輸送業務を同年8月1日から実施することとなつた。

旭川以東を中継する考え方〔八晃産業分〕で始まったが、平井貯留槽の廃止（撤去S55.3.25）に伴い、これが困難となり、八晃産業分を旭西浄化センターへ搬入することとした。このため従来旭西浄化センターへ搬入していた総合企業（現イオス）分を一宮浄化センターへ中継することとなり、この中継を行うための基地がないため、当面総合企業の浜野貯留槽を市が借り受けて平成9年度まで中継輸送を実施していた。

平成10年度以降は、し尿処理量の減少等に伴い、中継輸送は実施されていない。

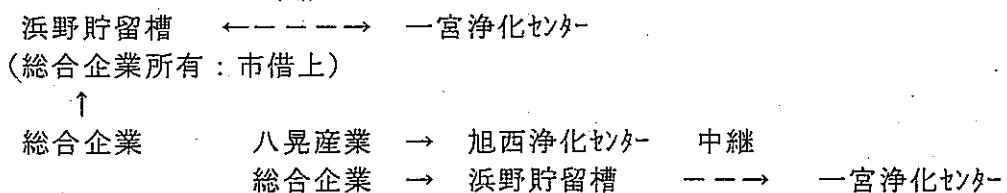
○S54.8.1～S54.12.31

中継



○S55.1.1～H9年度

中継



(イ) 浄化槽汚泥中継輸送業務

一宮浄化センターの250KL／日（処理能力300KL／日）に余裕を持たせるため、平成8年度から、一宮浄化センターへ搬入される浄化槽汚泥の一部を当新田浄化センターへ中継輸送する業務。

イ 委託業務の内容

委託事業名	期 間	委託先	業 務 内 容
し尿陸上中継輸送業務委託	S55～H9	協 会	総合企業（現イオス）の収集し尿及び浄化槽汚泥の一宮浄化センターへの中継輸送委託業務 (貯留槽借上料含む)
浄化槽汚泥中継輸送業務委託	H8～H9 H10～	協 会 B 社	一宮浄化センターから当新田浄化センターへの浄化槽汚泥の中継輸送委託業務

ウ 代替業務かどうかについて

平成11年度以降環境整備協会との間で、代替業務であるということを確認してきたという経緯があり、また、代替業務としての位置づけについて特段の議論がなかつたことから代替業務と認識している。

7. 中継輸送

(1) 海上輸送

外洋投棄を実施するため、平井及び阿津貯留槽から外洋基地に設置している大型貯留槽（正儀）まで、直営及び委託によって海上輸送を行なった。なお、外洋投棄の廃止に伴い昭和54年7月末日をもって海上中継輸送業務も廃止した。

実 施 区 分		使 用 船 舶	積 載 量	輸 送 区 間
直 営	第 1 事 業 所	第 6 清岡丸	72 kl	阿津～正儀 平井～正儀
委 託	岡山市環境整備協会	第 5 清岡丸	63	平井～正儀

委託については、市所有船舶を貸与し業務委託とした。

(2) 陸上輸送

外洋投棄の廃止に伴い、処理施設までの搬送距離が遠隔化する地域における収集効率の低下を来さないため、貯留槽から一宮浄化センターまで委託により大型輸送車で中継輸送することとした。（昭和54年8月1日から）

実 施 区 分		使 用 車 両	積 載 量	輸 送 区 間
直 営	第 1 事 業 所	岡 88 さ 39 - 74	3,600 l	阿津～一宮
委 託	岡山市環境整備協会 (岡山市平井 1096)	岡 88 は 18 - 82	7,200	平井～一宮
		岡 88 は 18 - 97	7,200	

⑤ 過去の代替業務提供の考え方について

1. 今回の基本協定書における考え方

代替業務は、「合理化事業」という位置づけの中で提供されます。

この「合理化事業」の本質について、今回の基本協定書第1条第1項で、「補償の実態を有する支援事業」と定義しています。

そこで、本市において代替業務とは、「補償の実態を有する支援業務」と定義することができます。

この考え方に基づき、「1台当たりの支援額相当の利益を得られるだけの業務を提供する」という代替業務提供額の算定方法を採用しました。

2. 過去の代替業務提供の考え方（個別業者に対する提供について）

1の考え方は今回初めて考え出されたものではなく、すでに平成2年3月17日の合意書においてもその発想が示されており、さらにもとをたどれば昭和55年2月20日の確認書にまで遡ることができます。

しかし、これまで1台当たりの支援額（及びこれをもとに算定する代替業務提供額）を確定できないまま、現に下水道整備により業務量を減少させている業者を救済するため、代替業務を提供してきました。

今回、1台当たりの支援額と代替業務提供額を確定することができましたので、これを過去に遡らせて適用して、清算を図ることとします。

【参考】平成2年3月17日の合意書から抜粋

「当分の間（代替業務提供の目的を果たすまでの間）、許可車両台数50台を対象に算定し、一定の業務量（利益相当額）を提供し、残余は金銭補償とする」

【参考】昭和55年2月20日の確認書から抜粋

「かねて協同組合岡山市環境整備協会から要望されている公共下水道整備による水洗化に伴う減車補償その他の措置をすることとして、岡山市の実態に即した合理的な基準づくりを今後両者の間で検討協議することを相互に了解し、これを確認する。」

ここで、どの時点までこの考え方を遡らせて適用することができるかということが問題になります。【清算の起点】について

具体的には、岡山市において代替業務の提供が開始された昭和51年度にまで遡って適用し、昭和51年度以降の代替業務をすべて清算対象に算入するのが適切かどうかという問題です。

過去の経緯を精査すると、昭和51年当時、市と協会の間で「減車補償」を実施するということは合意されていませんでした。

昭和51年6月29日に覚書が締結されておりますが、ここでは「下水道の整備拡充に伴い、一般廃棄物処理業者に与える影響緩和のため」に下水道管渠の清掃業務委託を実施する、と合意されたにすぎません。

これは、減車の支援を実施するというよりも、昭和38年1月の旭西処理区の供用開始以来、業務量を減らし続けている業者に対して、その影響を緩和させながら収集体制を維持してもらう（「減車の支援」ではなく「体制維持の支援」）という考え方に基づくものと考えられます。

その後、市と協会の交渉の中で「減車補償その他の措置」（減車の支援）を実施するかどうかの協議が続けられ、昭和55年2月20日の確認書で初めて、これを実施する旨の市の姿勢が打ち出されました。そしてまた、区域調整後の50台を対象に減車支援を実施していくことを前提に、昭和55年7月に区域調整が実施されました。

したがって、昭和55年度以降に提供された代替業務（管渠清掃も含む）を、50台の減車支援の清算対象業務に算入するのが過去の経緯に即した清算方法になると考えます。

【参考】昭和51年6月29日の覚書から抜粋

「下水道の整備拡充に伴い、一般廃棄物処理業者に与える影響緩和のため「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」が制定されたことに鑑み、昭和51年6月10日岡山市役所で開かれた岡山市下水道局と岡山市環境整備協会との間で協議の結果、昭和51年度以降当分の間公共下水道管渠の清掃業務の委託について、次のとおり実施することを決定したので、双方これを確認する。」

3. 過去の代替業務提供の考え方（環境整備協会に対する提供について）

環境整備協会はし尿業者ではないにもかかわらず、市が代替業務を提供してきた（昭和54年度から平成10年度まで）ことについて、包括外部監査人から疑問を投げかけられています。

この点についてはこれまでご説明したきたとおり、環境整備協会に代替業務を提供してその利益分を留保させ、環境整備協会がその構成員であるし尿処理業者の区域調整を実施する際の原資に充てるという目的を有するものであり、区域調整はし尿処理業者に対する下水道整備の影響を緩和するために実施されるものなので、究極的には合特法の趣旨に沿う施策であったと考えられます。

ところが、その後平成8年2月に区域調整の実施が困難となり、平成10年度をもって環境整備協会に対する代替業務の提供が打ち切られております。

そこで、環境整備協会に留保させてきた代替業務による利益をどのように清算するかという問題が残っております。（【環境整備協会の代替業務留保金の清算方法】について）

環境整備協会に対する代替業務提供は、一次的には「区域調整」の原資のためのものですが究極的な目的は合特法の趣旨を実現することにあることを踏まえ、同じく合特法の趣旨を実現する目的を有する「減車支援」の清算原資に組み入れることが適当であると考えますので、環境整備協会に対して、そのように清算を図るよう、協議してまいります。